

平成 20 年 8 月 26 日

各 位

会 社 名 創 建 ホ ー ム ズ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 丸 本 吉 紀
(コード番号 8911 東証第1部)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 町 本 徹
(TEL 03-5347-1959)

当社民事再生手続開始の申立てについてのお知らせ

当社は、平成 20 年 8 月 26 日開催の取締役会において、民事再生手続きの申立てを行うことを決議し、東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行い、受理されました。また、東京地方裁判所より、監督命令及び弁済禁止等を内容とする保全命令が発令されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

関係者の皆様には、多大なご迷惑をお掛けすることとなり、誠に申し訳なく深くお詫び申し上げます。今後当社は、裁判所及び監督委員河野玄逸弁護士による指導監督のもと、事業再建に向けて全力を尽くしていく所存でございますので、何卒、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 申立ての理由

当社は、平成 6 年 1 月の設立以来、東京城西・城南地区、横浜地区及び埼玉南部地区においていわゆるニューリッチ層を対象とする戸建分譲開発を事業の中核としつつ、マンション分譲事業や不動産賃貸事業を行うなど、順調にその業況を拡大してきました。

しかしながら、昨年夏以降、いわゆるサブプライムローン問題に端を発する金融市場の混乱や株式市況の悪化に伴う資金調達の困難化、史上空前の原油高による原材料価格の高騰などを背景として、企業を取り巻く経営環境は大きく悪化するところとなりました。さらに住宅市場においても、土地価格の上昇に伴う住宅価格の上昇に対して消費者の住宅購買意欲が減退してきたことや、改正建築基準法の施行による建築確認申請手続の停滞によって事業化が遅れがちとなったことなどにより、住宅の販売活動は徐々に苦戦を強いられてきました。とりわけ、当社の主要顧客層であるニューリッチ層についていえば、株式市況のさらなる悪化に伴う金融資産の目減り等によってその購買意欲がさらに減退し、当社の販売活動はより一層の苦戦を強いられることとなりました。

このような環境のもと、当社は、販売価格の見直しや棚卸資産の早期処分を行うとともに、収益性の高い棚卸資産への入替えを促進するなど、逆風のなかでその事業の立て直しを図ってきました。

しかしながら、当社は、今期に入り、不動産市況の悪化に伴って金融機関からの新規借入れや借換えがより一層困難となったうえ、住宅販売の停滞にも回復の目処は立たず、さらには、販売停滞に伴う金利負担の増加や値引き販売による利益率の低下などによって、その資金繰りに窮するようになりました。平成 20 年 6 月以降は、これらの複合要因に加えて、当社と同種事業を営む住宅・マンション供給業者が立て続けに破綻したことなどにより当社の事業を巡る経営環境は更に厳しいものとなり、当社の資金繰りも急

激に悪化するところとなって、今月末の決済資金の調達が目処がたらず支払不能のおそれが生じたため、やむを得ず、民事再生手続開始の申立てに至った次第です。

2. 負債総額

338 億 8979 万 3575 円（平成 20 年 5 月 31 日現在）

3. 今後の見通しについて

今後当社は、裁判所及び監督委員河野玄逸弁護士による指導監督のもと、金融機関、取引先をはじめとする関係各位のご協力を賜りながら、事業再建に向けて全力を尽くしていく所存でございます。

関係者の皆様におかれましては、多大なご迷惑をお掛けいたしましたこと重ねてお詫び申し上げますとともに、今後の当社再建に向けご支援ご協力賜りますようお願い申し上げます。

4. 有価証券上場規程に規定される再建計画等の審査申請について

有価証券上場規程第 605 条第 1 項規定の再建計画及び上場時価総額の審査申請は行わない予定です。

（ご参考）

1. 申立の概要

(1) 申立日	平成 20 年 8 月 26 日
(2) 監督命令	同上
(3) 弁済禁止等の保全命令	同上
(4) 管轄裁判所	東京地方裁判所
(5) 事件番号	平成 20 年（再）第 184 号
(6) 申立代理人	阿部・井窪・片山法律事務所 弁護士 片山 英二 外 8 名
(7) 監督委員	弁護士 河野玄逸

2. 会社の概況

(1) 商号	創建ホームズ株式会社
(2) 本店所在地	東京都杉並区南荻窪一丁目 43 番 15 号
(3) 設立年月日	平成 6 年 1 月 26 日
(4) 代表者	丸本 吉紀
(5) 発行済株式総数	135,250 株
(6) 資本金の額	2,639,325,000 円

以上